

佐賀県規則第 8 号

附属機関の委員その他の構成員の報酬及び費用弁償の額に関する規則の一部を改正する規則

附属機関の委員その他の構成員の報酬及び費用弁償の額に関する規則（昭和31年佐賀県規則第59号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
別表（第 2 条、第 3 条関係） 報酬及び職務の級表			別表（第 2 条、第 3 条関係） 報酬及び職務の級表		
職名	報酬日額	職務の級	職名	報酬日額	職務の級
略	略	略	略	略	略
建築士審査会委員	略	略	建築士審査会委員	略	略
<u>宅地建物取引業審議会委員</u>	<u>9,500円</u>	<u>行政職 6 級</u>			
小売商業調停員	略	略	小売商業調停員	略	略
略	略	略	略	略	略
防災会議委員及び幹事	略	略	防災会議委員及び幹事	略	略
<u>石油コンビナート等防災本部の本部員及び幹事</u>	<u>9,500円</u>	<u>行政職 6 級</u>			
社会福祉審議会委員及び臨時委員	略	略	社会福祉審議会委員及び臨時委員	略	略
略	略	略	略	略	略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。